

令和4年宇治田原町予算特別委員会

令和4年3月10日

午前10時開議

議事日程(第1号)

- 日程第1 議案第1号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
(総務関係、建設事業関係所管分)
- 日程第2 議案第5号 令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第6号 令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第1号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
(健康福祉関係、教育委員会所管分)
- 日程第5 議案第2号 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)
補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第7 議案第4号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)

1.出席委員

委員長	5番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	森山高広	委員
	1番	浅田晃弘	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1.欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	山 下 康 之 君
教 育 長	奥 村 博 巳 君
都 市 整 備 政 策 監	星 野 欽 也 君
総 務 担 当 理 事	奥 谷 明 君
健 康 福 祉 担 当 理 事	黒 川 剛 君
建 設 事 業 担 当 理 事	垣 内 清 文 君
教 育 次 長	野 田 泰 生 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 対 策 課 長	立 原 信 子 君
子 育 て 支 援 課 長	岩 井 直 子 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	清 水 清 君
学 校 教 育 課 長	馬 場 浩 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み ど り 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は予算特別委員会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る3月3日の本会議において上程され、本委員会に付託されました16議案のうち、議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）及び各特別会計等補正予算5議案の合計6議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

三寒四温の季節柄、日に日に寒さも和らぎまして、春が待ち遠しいと感じる季節を迎えておるところでございます。

さて、国際社会に目を向けますと、ロシアの軍事侵攻によりますウクライナ情勢が連日、新聞やテレビで報道され、小さな子どもを含め、現地市民の方々も多くの犠牲者が出ているとのことであります。痛ましい報道を目にするたびに、一日も早い平和的な解決を切に願うところでございます。

本日は3月定例会予算特別委員会ということで、皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度一般会計補正予算（第5号）をはじめとする16議案でございます。なお、本日は補正予算関係6議案を審査いただくこととなっております。山内委員長様、また森山副委員長様には大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしく願い申し上げますとともに、慎重な審査を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

それでは、お手元に配付いたしております日程表により審査を行います。

予算審査の進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務関係、建設事業関係所管分より行うことといたします。

討論、採決に当たっては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。

また、先に一般会計補正予算、続いて所管の事業会計補正予算、また特別会計補正予算の順で進めていきます。

◎議案第1号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号の議案書、それと主要事項調書、また横表の資料をもってご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まずは、議案書1ページをご覧くださいと思います。各種事業の決算見込みなどに伴いまして、補正をさせていただくものでございます。歳入歳出それぞれ1億9,962万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億4,786万7,000円とするものでございます。

それでは、総務建設常任委員会所管課に係ります補正の主なものにつきまして、主要事項調書と横表の資料をもって説明のほうさせていただきたいと思います。

最初に、横表の資料でございますが、主な増減といたしまして、決算見込みによる500万円以上のものと主要事項に書かれているものを記載させていただいております。

1ページ、歳入になりますが、歳入につきましては、文教厚生常任委員会所管課分も含めてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1番から3番には町税の決算見込みの増減の主なものを記載しておりますが、町税全体といたしましては予算書にございます6,511万4,000円を追加補正とさせていただいております。

次に、5番、地方交付税でございます。普通交付税で2億429万8,000円の追

加となり、特別交付税では1,500万円の減額としておりますが、合計で1億8,929万8,000円増の13億2,929万8,000円とするものでございます。

次に、6番から9番に示しておりますが、国・府の支出金でございまして、事業費の確定や国の補正予算内示等によるものでございます。

次に、10番、寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金、当初、1億1,000万円から12月に1億6,000万円に補正をさせていただき、今回さらに1,500万円を追加し、1億7,500万円とさせていただいております。

次に、11番から13番、繰入金につきましては、決算見込みにより繰入金を減額させていただいております。

次、16番から19番の町債につきましては、発行可能額の確定や事業の増減による補正となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主な増減につきましてご説明をさせていただきます。

1番が役場庁舎跡地整備事業費につきましては、解体工事の入札に伴う減等により減額するものでございます。

2番から4番、各種基金積立につきましては、それぞれふるさと納税、減債基金、決算剰余金の基金への積立となっております。3番の減債基金積立につきましては、先ほど歳入の中で普通交付税が2億4,29万8,000円の追加と申し上げたところでございますが、その増額につきましては減債のための基金に積立を行うなど、将来の公債費負担に備えるよう国のほうから通知がございましたことから、今回、1億8,092万5,000円を追加させていただいているものでございます。

次に、7番、まちづくり推進課所管の地域公共交通事業者支援事業費でございます。主要事項は4ページになりますので、併せてご覧いただきたいというふうに思います。こちらは昨年度にも実施した事業となります。新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収を余儀なくされている町内唯一の運行路線のバス事業者がさらなる減便をすることなく乗合バス事業を円滑に継続できるよう、路線バスを町外への主要な公共交通機関とする本町独自の支援策として、緊急かつ一時的な補助を行うものでございまして、381万1,000円を追加するものでございます。

次に、また横表ですが、9番の税住民課所管の転出・転入届ワンストップ化システム導入事業費でございます。こちら、主要事項調書では1ページとなっております。マ

イナンバーカード所有者がオンラインで転出届と転入予約を同時に行えるシステムを導入し、手続のワンストップ化を図るもので、住民基本台帳法の改正により制度化、令和4年度末までに全市区町村で一斉に施行するもので、103万4,000円を追加するものでございます。

次に、11番、産業観光課所管のため池管理事業費でございます。主要事項調書は5ページとなっております。防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の制定により農業用ため池のうち、民家等に近いため池が防災重点農業用ため池に指定されたことに伴いまして、ハザードマップの作成を実施するもので、国の追加内示によりまして338万円を追加するものでございます。

次に、横表の12番、13番でございますが、建設環境課所管の町道新設改良事業費、また道路施設長寿命化修繕事業費でございます。主要事項調書は2ページと3ページとなっております。こちらは国の補正予算第1号に伴いまして、事業を実施するもので1,862万円、また738万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、横表の5ページが繰越明許費でございます。1番、総務課所管のデジタル防災行政無線整備事業費のほか、総務建設常任委員会所管分につきましては、全部で12の事業につきまして、繰越明許費補正の追加をさせていただくものでございます。それぞれ、事業の進捗状況、また国の追加や補正予算の内示によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、まずは総務建設常任委員会所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。議案第1号に係る総務関係、建設事業関係所管分について、質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 主要事項調書の2ページなんですが、岩山立川線の歩道整備とか書いてあるんですけども、場所と歩道整備の内容、その辺りちょっともう少し詳しく知りたいんですけども。

○委員長（山内実貴子） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

今、委員のご質問なんですけれども、場所のほうにつきましては、岩山、山下地域と立川の平岡地域を結びます町道の岩山立川線でございます。歩道整備の内容につきましては、延長180メートルの歩道整備を考えております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 榎木委員。

- 委員（榎木憲法） 今ある道路よりも歩道を広く、つけ足すような意味合いですか。
- 委員長（山内実貴子） 谷出課長。
- 建設環境課長（谷出 智） はい。歩道のほう、道路を拡幅する、道路の幅を全体的に拡幅させていただいて、そこに歩道を設置すると。今現在、ない部分に歩道設置するというところがございます。
- 委員長（山内実貴子） 榎木委員。
- 委員（榎木憲法） じゃ、今の車道、今のはそのまま維持して、歩道を拡幅するようなイメージで、分かりました。以上で終わります。
- 委員長（山内実貴子） それでは、馬場委員。
- 委員（馬場 哉） では横表でいきますと16番になるのかな。これ、総務課の、消防団員の報酬の件なんですけれども、670万円ほど減っていますけれども、退職消防団員の報償が、補助金が減ったということなんですけれども、少し、ちょっとここら辺のことを詳しくお願いできますか。
- 委員長（山内実貴子） 青山総務課長。
- 総務課長（青山公紀） ただいまのご質問ですけれども、退職消防団員報償ということで、当初、部長とか班長、団員ということで、計大体30名ぐらい毎年予算を見させていただいておまして、今年度はやはり残っていただく方がかなり多くて6名が退職ということでしたので、実質、その分の残りの方の分が要らなくなったというところで600余りの減額とさせていただいているところがございます。
- 同様に、入のほうもこれ、府の補助金になりますので、同じように基金のほうで同額を補助させていただいておる状況でございます。すみません、失礼しました。
- 委員（馬場 哉） 分かりました。
- 委員長（山内実貴子） 馬場委員。
- 委員（馬場 哉） 次に、横表の14番の新市街地公園整備事業費で、国の内示に伴う事業費の件と数字が上がっていて、結局は、事業費はこれ、落ちているんですかね。けれども、一般財源が少し増えているという部分で、ちょっとこの国の内示に伴う事業費云々も含めて、もう少し、ここを説明していただけたらと思うんですけれども、詳しく。
- 委員長（山内実貴子） 垣内理事。
- 建設事業担当理事（垣内清文） 簡単にいえば、国の内示額が減って、その分を落としたというだけのものです。実際、公園整備の中でも例えば隣の、庁舎の横の公園とかいうところ事業に対しての減額をしているというよりも、入が減ったというイメージで思

っていただければと思います。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） だから、入が減ったけれども一般財源は増えている、入が減った分一般財源は増やしているということかな。

○委員長（山内実貴子） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 補助金につきましては、垣内理事のおっしゃったとおりでございまして、一般財源が増えている理由につきましては、その他の欄で減らしていただいておりますが、基金の充当を考えておりましたが、その基金の充当をやめたというところで一般財源の出が増えているというところでございます。

○委員（馬場 哉） 基金の充当をやめたから、一般財源が、なるほど。了解。分かりました。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ありがとうございます。もう結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかに。今西委員。

○委員（今西利行） 3点あります。

1点目は、横表の歳入の分ですか、2と3の部分なんですけれども、そこで法人税割等の増があります。それから、家屋の減がありますけれども、これはコロナ関係でこういう形になったのか、ちょっと何か凸凹あるので、その辺り、もう少し詳しく説明願えたらと思います。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） まず、法人町民税の法人税割のほうを増額させていただいている理由としましては、まずは令和3年度当初予算の段階で、コロナの影響により減収を見込んでおりました。当初予算、予算見込んで当初予算計上させていただきましたが、決算見込みとしては、予算よりは増収となる見込みとなったものでございまして、全体的に製造業を中心に、コロナの影響を受けていた頃からしますと、業績のほうは回復してきているものと考えられるところでございます。

次に、固定資産税、家屋の減につきましては、まず令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者向けの特例減額措置がございました。それによりまして、減収見込みを当初予算、国が示した見込率2%を減額しまして、当初予算計上させていただいていましたが、実際には8%の減額見込みとなりまして、大きく減収となったことによるものでございます。ただ、このコロナの特例減額措置につきまして

は、交付金によりまして全額措置されるというふうなことになっておるところでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西利行） 続きまして、先ほど村山課長から説明があったんですが、横表の歳入の11、12、13の辺りなんですけれども、地方税の関係で基金の繰入となったというような説明だったんですけれども、もう少しちょっと分かりやすくというか、詳しく説明願えたらと思うんですけれども。

○委員長（山内実貴子） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） ただいま質疑をいただきました町税等にも影響しますが、町税等も6,500万円歳入が増える決算見込みであるというのと併せまして、先ほど申し上げましたのが交付税です。1億8,900万円の交付税が増えるということで、当初予算で見込んでおりましたよりも、かなり歳入予算が増えてきたというところと、決算見込みですので、必ず歳出についてはマイナスが、減額が出てくるものというふうになっておりますが、その辺の影響もございまして、基金の繰入の必要がなくなったというところで、今回、11、12、13という形で、財政調整基金については当初1億7,000万円見ておったものを、最終的には7,000万円の財充てということで1億円のマイナス、そして、そのほかの公共施設整備基金であったり、地域づくり振興基金についても繰入を行わなかったというところでございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西利行） 最後ですが、35ページのくつわ池の件なんです。

○委員長（山内実貴子） 何の35ページですか。

○委員（今西利行） 予算書、ごめんなさい。

くつわ池の件なんです、ここマイナスになっておりますが、これはこの間、ずっと私も質問もしてきたんですけれども、これはくつわ池を埋め立てないことによるものだと思いますが、これに関しては地元から指定管理に入れてほしいという要望があり、町は指定管理に入れる場合、池を埋め立てる条件を出されました。結果的にはご存じのように、地元から埋立てはできないということで、指定管理に入れたい旨の申出があったということであると思います。

先日、地元の郷之口生産森林組合の総会がありまして、その中でもこのくつわ池の埋立てのいきさつについてもちょっと議論が交わされました。指定管理のことが主だったんですけれども。そこで、埋立てに関しては、今、述べましたように指定管理物件に入

れてほしいという要望を出したときに、町から条件として埋立てと言われたように報告がありました。そういう形でよろしいでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ちょっと郷之口生産森林組合の総会でのお話をということですね。町のほうとしましては、もともと先ほど今西委員がおっしゃられたとおり、生産森林組合のほうから、いわゆる指定管理に池も含めていただきたいというお話の中で、町としては安全管理を図るために、今回、池を埋めていくほうが、安全が図られていくということでの協議結果で、そのまま池を埋めるという形での令和3年度予算を組み上げた形でございます。

ただ、その後、やはり埋めないでほしいという、そういったご希望もありましたので、今回この金額については減額をしたと。池を埋めるという、土とかそういう形じゃなくて、周りの安全管理フェンスとか、そういった分の工事費の減額になります。以上です。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西利行） 先月、私も12月のくつわ池に関する一般質問でやり取りしたんですけれども、ということは埋立てに関しては地元の要望に基づきというふうな答弁があったんですけれども、そうではなくて埋立ては町の案であったということということでよろしいですね。以上です。

○委員長（山内実貴子） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 町のほうからそういうご提案をさせていただきました。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 繰越明許のことでお聞きをしたいと思うんですけれども、公、町の予算は単年度収支が原則ですけれども、その例外規定として繰越明許等があるわけなんですけど、今回、新たに15件、年度末で繰越明許の設定がされ、また限度額の変更が2件出ております。

今まで、12月の補正までに、それ以外にも何件かあったと思うんですけれども、これを加えて最終的に来年度に繰越をする事業の件数はどれぐらいありますでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 村山財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 今、出させていただいている追加というのが15件と、その次の予算書の次のページ、6ページに変更という形で2件出させていただいておりますが、この2件が9月と12月にらせていただいた繰越明許費となっております。で

すので、合計17件ということになります。

○委員長（山内実貴子） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 一般会計では17件が令和4年度に繰越をされると。あと、下水なり、水道、特別会計でも確か何件があると思うんで、都合、20件ぐらいの繰越が翌年度に新たに現年予算に加えて乗ってくるということになりますけれども、確かに繰越でこれ、財源は繰り越すんでいいんですが、人の繰越ってできませんよね、これね。ということは新年度にそれだけの現年の予算に加えて、繰越の分の仕事も担当者がしていかなんということになるんですけれども。

何を言いたいかという、一定、事業費を整理されて、今回、繰越をされるんでしょうけれども、年度末になれば事業の進捗状況等によって、結果として繰越せざるを得んことも多々あるんですが、それが翌年度にその分乗ってくると。結果的に見れば、繰越も含めた予算になってしまうような気がするんです。その中で、この繰越の理由、ここで工事の進捗見込みによる繰越と、補正予算毎時の追加内示、この辺の理由があるんですが、確かに国のほうは15カ月予算だとかいうようなことで、補正予算を組んで、繰越前提で事業を受けるケースがあるんで、それは仕方がないんですけれども、工事の進捗状況、進捗見込みによる繰越、ここらの件数もそこそこありますんで、この辺のいろんな事情で遅れているんでしょうが、安易に繰り越したらいいということにはならないと思いますし、またそこらの繰越をする考え方、その辺りがどういうふうに、結果的に何かの事情で遅れたから繰り越すんやということなんでしょうけれども、今までですと下水なんかもう当たり前のように繰越をされていた時期もあったと思うんやけれども、この辺の工事の進捗見込みによる繰越、そこらの考え方というか、実態、それはどうなっていますか。

○委員長（山内実貴子） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） おっしゃられますように、工事の進捗という形につきましても、そこまで深い意味というか、今、谷口委員がおっしゃられているような、なかなか手をつけられへんで遅れたということじゃなしに、例えば、今回、災害なんかがあるんですけれども、災害が発生し、査定があった後にその入札をかけ、その工事の規模によって、またその発注の形態によって、3月末までに進捗、完了できないやつについては当然繰り越すと。

例えば、下水の工事なんかでも、輻輳する工事現場を一遍に出してしまいますと、どうしても住民さんに通行止めの規制をかけることで皆さんにご迷惑かけることが多々ご

ございますので、そうしたことで工事の発注順を決めながらやっていく、それと先ほど言
わはったように、追加内示がどうしても出てまいります。我々としましても、いわゆる
3月末、年度末までに事業を完了することを当然目指しながらやっていくんですが、そ
うした不測の事態とか、それからそういった地元のご都合、我々もそうしたことを配慮
しながらということがどうしても出てまいりますので、繰越ということについて制度も
ございますので、そういったことを使わせていただいているということをご理解いただ
きたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も申しましたように、補正予算で追加できた分だとか、災害だ
とか、明らかに許される理由、それが明許繰越ですよね、書いてあるように。そこらの事
情は分かるんですけれども、ただ単に工事の進捗の見込みによるという繰越の部分がち
よっと気になって聞いとるわけで。

次に、繰越の制度は、繰越明許ともう一つは事故繰越という制度、2本あるはずなん
です。事故繰越の場合は当該年度で契約をして繰越せなあかん、明許繰越は別に契約せ
んでもそのまま繰り越せる。

ということは、何を言いたいかということ、事故繰越で送るという手法も一つあると思
うんです。というのは、契約をしといて繰り越すから、さらにその繰越はできない。
来年度中には完成せんなん。ところが、明許で送ると明許繰越をしといて、また翌年、
事故繰越で送ることも可能やと。そんな長いことだらだらと送ろうというこうことはな
いと思うんやけれども。冒頭に言うたように、新年度の現年の部分と繰越と、両方仕
事をせんなんということになって、人は繰り越せへんで、職員さんの負担がその分か
かってくるわけです。

ということは、次年度の事業にも影響を及ぼすと。だから、極力繰越はしない、当然
の話やけれども、単年度で、現年度で事業を完了する。なおかつ理由のあるやつはしゃ
あないけれども、できれば明許繰越じゃなく事故繰越で翌年度に完結するんやという辺
りもちょっと頭に入れて、今後、極力、繰越は出さない、その方向で一定整理をしてい
ただきたいなど。

やむを得んやつは、それは当然のことながら制度としてあるので、そこまで言いませ
んけれども、やはりこの数を見ておれば繰越が多いんで、ちょっと気になったんで意見
として申し上げておきます。何かあれば。

○委員長（山内実貴子） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） おっしゃられるとおりでと思います。我々もむげに繰越ができるので、後でやったらええわということでは当然ございませんので、その辺りもご理解いただきたいと思います。

今後、特に、国のほうのお金をいただいている関係もございますし、その翌年度に送るという意味で、明許繰越が基本として我々やっております。当然、例えば何か不測の事態の場合には、事故繰越ということもやむを得ない場合が当然出てまいりますので、そういったことを加えながら、今後、極力という言い方も変ですけれども、単年度で終われるように努力しながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員（谷口 整） 結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第1、議案第1号に係る関係所管分につきましては終了いたします。

◎議案第5号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第2、議案第5号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。清水上下水道課長。

○上下水道課長（清水 清） それでは、議案第5号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算概要書によりご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、決算見込みに伴います補正になるものでございます。

議案書の次のホッチキス留め、横表のほう3月補正予算概要のほうをご覧くださいと思います。

まず、収入のほうですが、収益的収入につきましては、水道事業収益の営業外収益では、消費税の還付金1,000万円を減額しております。

また、資本的収入、下の段になります。こちらでは企業債2,040万円を、それと負担金4,840万円を減額しております。それぞれ、京都府施工の宇治田原山手線工事に伴います水道管の支障物件の補償と奥山田浄水場の前処理ろ過機が全額事業者負担となったことによるものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、歳出になります。

上の表、収益的支出では、営業外費用の消費税500万円を追加しております。

また、資本的支出につきましては、建設改良費の配水設備改良費で2,880万円と改良事業費で4,000万円を減額しております。こちらも同様に、京都府施工の宇治田原山手線工事の見込み減と奥山田浄水場の前処理ろ過機が事業者負担となったことによるものでございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、4ページ、繰越事業についてでございます。

資本的支出、建設改良費の配水管移設等事業費は上水道工事に伴います配水管移設等の事業費でございまして800万円、それから、宇治田原山手線への配水管仮設工事500万円について繰り越すものでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ございませんか。

ないようでございますので、日程第2、議案第5号につきましては終了いたします。

◎議案第6号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第3、議案第6号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。清水上下水道課長。

○上下水道課長（清水 清） それでは、議案第6号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正予算概要書によりご説明申し上げます。

こちらにつきましては、決算見込みに伴います補正になるものでございます。

議案書の次のホッチキス留め、横表、3月補正予算概要のほうをご覧くださいと思います。

まず、1ページ、収益的収入につきましては、下水道事業収益では営業収益で下水道使用料214万2,000円を追加、また、浄化槽使用料で13万1,000円を減額しております。

営業外収益で他会計補助金、令和3年度の一般会計補助金250万円を減額しております。また、資本的収入につきましては、企業債180万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費で浄化槽建設事業費230万円を減額しております。

続きまして、2枚めくっていただきまして、4ページ、繰越事業でございます。資本的支出の建設改良費で下水道工事の進捗等に伴います部分1億4,350万2,000円を繰り越すものでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第3、議案第6号につきましては終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時41分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 日程第4、議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。

村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、先ほどの総務建設常任委員会分に引き続きまして、文教厚生常任委員会分の主なものにつきましてご説明のほう申し上げます。

歳入につきましては、先ほど総務建設常任委員会所管分の際にご説明をさせていただいたとおりでございます。

歳出につきましても、同様に横表資料に、主な増減といたしまして、決算見込みによる500万円以上のものと、主要事項に掲げさせていただいているものを記載させていただいております。ただ、文教厚生常任委員会分の主要事項についてはございません。

それでは、1点だけになりますが、横表の17番でございます。

社会教育課所管の総合文化センター改修事業費となっております。令和2年度におきまして、土地開発基金により購入いたしました総合文化センターの駐車場用地につき

まして、このたび、公有財産購入費として予算計上させていただいたところでございます。4,074万3,000円を追加するものとなっております。

土地開発基金条例につきましては、公用もしくは公共用に土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置をいたしているものでございまして、基金の額は9,000万円と定めてございます。

現在、この9,000万円は現金で4,925万7,100円、そして土地で4,074万2,900円というふうになっておりますが、これを全て9,000万円を現金として今後の土地取得等の際に備えようとするものでございます。

続きまして、5ページ、繰越明許費でございます。

文教厚生常任委員会所管分につきましては、3番の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費と11番、12番の学校等における感染症対策支援事業費の3つの事業費につきまして、繰越明許費補正を追加させていただくものでございます。コロナ関係の事業の進捗、そしてまた国の補正予算内示によるものでございます。

以上、文教厚生常任委員会所管課分の説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

議案第1号に係る健康福祉関係、教育委員会所管分について、質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 横長の資料の6ページなんですけど、ここの11番、12番、学校教育課で感染症対策という項目があるんで、そこに280万円ぐらい計上されているんですけども、今、小学校、子どもが感染して、休校とかされているんですけども、うまいこといっているからクラスター発生に至っていないのかなというような意味合いから、ちょっと質問させていただくんですけども、この280万円は今からの予算なんだろうけれども、この令和3年度に学校においてコロナ対策のための購入費用は、幾らで何を買ってきたとか、そういうのはありますか。分かりますか。

○委員長（山内実貴子） 馬場教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） それでは、お答えをいたします。令和3年度、本年度分につきましては、予算的には令和2年度からの繰越分でございますけれども、これも国の補助金を活用したものでございますけれども、小学校費では空気清浄機、飛沫防止パーティション、ハイブリット加湿器、もちろんアルコール消毒のアルコール、またそれを配架する配架台、中学校では同じくアルコール消毒のアルコール、またそのアルコール

を設置する配置台とまた全自動高圧蒸気滅菌機、加湿器等を購入してきたところでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 分かりました。ありがとうございます。

それに加えて、今後、270万円ですか、使われるところですか。これはどのようなやつに充当される予定なんですか、今から先として。

○委員長（山内実貴子） 馬場教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 今回、補正させていただいております小学校費180万円、中学校費90万円につきましては、それぞれ各校から購入要望等が出ているところがございますけれども、どういったものを購入していくかにつきましては、これから3校と協議してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） 大丈夫ですか。

ほかにございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 予算書の29ページなんですけど、障がい者自立支援給付等事業費で2,900万円余りの増になっています。これ、当初予算では2億6,000万円と大きな額の中での2,900万円、約1割ぐらいの金額の増やと思うんですけども、何で今頃、こういう、このような増え方するんですか。

○委員長（山内実貴子） 黒川理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） 予算計上時の前に、一昨年度末頃から重度の障がい者の方が重度訪問介護といった24時間体制での介護を利用されたこと、また同時期に人工透析を利用される方が増えましたことから、自立支援医療費当初予算計上時以降に変化要因があったということが大きな要因としてあるんだろうというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 分かりました。そういう理由があれば、よく分かりましたので、この件についてはぬかりのないようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第4、議案第1号に係る関係

所管課分につきましては終了いたします。

◎議案第2号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第5、議案第2号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。立原健康対策課長。

○健康対策課長（立原信子） それでは、議案第2号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

資料といたしましては、第2号議案書、A4横長の補正予算概要をご覧ください。

医療費見込額の精査等により、今回、補正をお願いするものでございます。

まず、議案書1ページにございますとおり、補正予算額、歳入歳出それぞれ144万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,975万8,000円とさせていただくものでございます。

おもな増減といたしましては、横長の概要1ページ、歳入をご覧ください。

1番、保険給付費等交付金につきましては、医療費見込みの精査により1,000万円の減額でございます。

2番、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、855万5,000円の増額でございます。

次に、2ページ、歳出をご覧ください。

1番、一般被保険者分療養給付費、また2番、一般被保険者分高額療養費につきましては、医療費見込みの精査によりそれぞれ500万円の減額でございます。

また、次の3番、傷病手当金につきまして記載に誤りがございますので訂正をお願いいたします。資料では100万円の減額となっておりますが、100万円の増額の誤りでございますので、△の削除をお願いいたします。お詫びして訂正を申し上げます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 1点、今ご説明のあった横表の歳出のほうで、2番の高額療養費、これマイナス500万円ということで、高額の医療費が下がるということは財政的にもいいことやと思うんですけども、何かコロナとの関連いうんですか、そういったもの

で大きな病気というのが、たまたま発生しなかったというたら語弊があるかも知りませんが、その辺の関連というのはどのように見ておられるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 細かい部分までの精査ということは現段階ではできておりませんが、医療費全体として金額が下がっております。当然、このコロナ禍において受診のほうを控えられている傾向はここ1、2年続いておりますので、そういった影響は少なからずあると考えております。

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） 本町みたいに財政規模の小さいところでは、1件2件の高額医療が出た場合にかなり影響が大きいということがありますので、このマイナスでずっと推移していったら、大きな病気という方がおられないというのは非常に喜ばしいところなんですけれども、その辺は日頃の健康の活動を含めて、今後もしっかり対応をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第5、議案第2号につきましては終了いたします。

◎議案第3号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第6、議案第3号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。立原健康対策課長。

○健康対策課長（立原信子） それでは、議案第3号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料といたしましては、第3号議案書、A4横長の補正予算概要をご覧ください。

後期高齢者医療保険料の収入見込額の増加等により、今回、補正をお願いするものでございます。

議案書1ページにございますとおり、補正予算額、歳入歳出それぞれ663万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,015万6,000円とさせていただきます。

まず、横長の概要、1ページ、歳入をご覧ください。

1 番、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収入見込額の精査により 4 5 9 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

2 番、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、2 0 4 万円の増額でございます。

次に、2 ページ、歳出をご覧ください。

1 番、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料収入見込額の増加に伴う納付見込額の増により、補正額 6 6 3 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第 6、議案第 3 号につきましては終了いたします。

◎議案第 4 号の説明、質疑

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第 7、議案第 4 号、令和 3 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。黒川健康福祉担当理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） それでは、議案第 4 号、令和 3 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

資料といたしましては、議案第 5 号と横長補正予算概要をご覧ください。

保険事業勘定につきましては、保険給付費の見込みの分に伴いまして、今回、補正をお願いするものでございます。

議案書 1 ページにございますとおり、今回、保険事業勘定の補正予算額、歳入歳出それぞれ 1, 5 6 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3, 9 8 5 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

また、介護サービス事業勘定の補正予算総額、歳入歳出それぞれ 9 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 9 3 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

横長概要 1 ページ、歳入、保険事業勘定をご覧ください。主なものについてご説明申

上げます。

まず1番目の国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1,321万1,000円の減額、また3番、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金548万5,000円の追加でございます。

4番、5番、繰入金につきましては、一般会計繰入金258万円、基金繰入金1,294万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

これらの増減は給付費の見込みに伴うものでございます。

6番目の諸収入、第三者納付金266万7,000円の増額につきましては、交通事故を起因としまして介護保険を利用された方に対する収入でございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出、保険事業勘定をご覧ください。

1番、介護サービス給付費が1,033万5,000円の減額としており、介護保険給付費見込みによるものでございます。

2番、介護給付費準備基金積立金3,620万1,000円の増額でございます。以上、どうぞよろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第7、議案第4号につきましては終了いたします。

◎議案第1号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 審査が全て終わりましたので、議案番号順に、直ちに討論、採決に入ります。

まず、議案第1号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 举手全員であります。よって、議案第1号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第2号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第2号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第2号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○委員長（山内実貴子） 举手全員であります。よって、議案第2号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第3号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第3号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第3号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○委員長（山内実貴子） 举手全員であります。よって、議案第3号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第4号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第4号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第4号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決に入ります。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○委員長（山内実貴子） 举手全員であります。よって、議案第4号は原案どおり可決す

べきものと決しました。

◎議案第5号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第5号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第5号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第6号の討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第6号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第6号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で今回予算特別委員会に付託された議案のうち補正予算6議案についての審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、3月16日の本会議において討論される方は、討論通告書を14日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜りご協力ありがとうございました。

ここで、お諮りをいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

本日の予算特別委員会はこれにて散会することに決しました。

なお、次回は来週、17日午前10時から委員会を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。また、17日以降の日程表を配付しておりますので、ご確認の程、よろしくお願いいたします。

なお、当初予算に係ります予算特別委員会の運営に関する基本的な申合せ事項につきましては、17日の委員会冒頭に確認させていただき、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

散 会 午前11時04分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 山 内 実 貴 子